

山梨県公報

第二千五百八十四号

二 認定期限

平成三十一年一月二十六日

平成二十八年
一月二十九日

月曜日

山梨県告示第六十三号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、土地が特定有害物質によつて汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。

平成二十八年二月二十九日

山梨県知事 後藤 眞

一 指定する区域 上野原市上野原字大塚九百四十四番二の一部

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふつ素及びその化合物

一〇九

告示

山梨県告示第六十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十八年二月二十九日

山梨県知事 後藤 真

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

都留市(国有林。次の図に示す部分に限る。)、都留市(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をできる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第六十二号
救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、
次の病院を救急病院として認定した。
平成二十八年二月二十九日

山梨県知事 後藤 真

一 救急病院の名称及び所在地

名 称	所 在 地
社団法人峡南会 峡南病院	南巨摩郡富士川町鰍沢千八百六番地